

ガクプロ「コーチング」利用約款

本コーチング約款は、株式会社Kaien（以下「Kaien」といいます。）が提供する、学生向けプログラム「ガクプロコーチング」の利用を希望する個人（以下「利用申込者」といいます。）及びKaienとの間でガクプロコーチングの利用に関する契約（以下「本コーチング契約」といいます。）を締結した個人（以下「契約当事者」といいます。）に対して適用されます。

第1条（契約の成立）

- 1 本コーチング契約は、利用申込者が、本コーチング約款および別紙「ガクプロ料金表」の内容を承諾したうえで、Kaienが指定する電子メールまたはウェブフォームにより必要事項を通知することにより利用申し込みを行い、Kaienがこれを受領した時点で申し込みが成立します。
- 2 前項の利用申し込みに基づき、利用申込者が通知した利用開始希望月の初日に、本コーチング契約が成立し、同日から「ガクプロコーチング」のサービス提供および利用料の発生が開始されます。
- 3 本コーチング契約において、「契約当事者」とは、本約款に基づきKaienとの間で本コーチング契約を締結する者をいい、「サービス利用者」とは、本コーチング契約に基づき実際に「ガクプロコーチング」のサービスを利用する者をいいます。
- 4 前項において、契約当事者とサービス利用者は同一である場合と、契約当事者がサービス利用者の保護者等として契約を締結する場合があります。

第2条（役務の提供及び利用料の支払い）

- 1 「ガクプロコーチング」のプログラム内容は、Kaienが公式ウェブサイト等において提示する内容に基づき提供されるものとし、その内容はサービス運営上必要に応じて変更されることがあります。利用料金の金額および支払い方法は、別紙「ガクプロ料金表」に記載された料金のうち、「ガクプロコーチング」に対応する料金について定めるとおりとします。
- 2 Kaienは、社会情勢の変化、運営コストの変動、サービス内容の変更その他合理的な理由がある場合には、提供するプログラムの内容または利用料を変更することがあります。
- 3 前項に基づき利用料を変更する場合、Kaienは、変更後の利用料金、変更理由および適用開始日を明示したうえで、適用開始日の30日前までに、公式ウェブサイトへの掲載および契約当事者への電子メールその他Kaienが適切と認める方法により通知する

ものとしします。

4 変更後の利用料金は、適用開始日以降の利用分から適用され、既に発生した利用料金には影響を及ぼしません。

5 契約当事者は、前各項に基づく利用料金の変更に同意できない場合、変更後料金の適用開始日前までに、第6条第1項に定める手続きにより本コーチング契約を終了（「退会」と呼称する場合があります）することができます。

第3条（サービスの利用開始日）

「ガクプロコーチング」のサービス提供は、利用申込者が指定した利用開始希望月の初日（以下「利用開始日」といいます。）から開始されます。

第4条（サービス期間と契約期限）

1 本コーチング契約の契約期間は、利用開始日から、年度末（3月末日）までとします。

2 契約期間は、本条第4項の場合もしくは契約当事者から申し出があった場合を除き、期間の満了と同時に自動更新されます。

3 前項に定める契約期間の自動更新により設定される新たな契約期間は、当初契約期間の終期だった3月31日の翌日にあたる4月1日から1年間です。

4 第2項の自動更新は、サービス利用者が在籍する大学・専門学校等を卒業した年度か、または就職内定した年度に停止します。ただし契約当事者が、その次の年度以降も継続して「ガクプロコーチング」のサービスを利用することを希望する場合は、Kaizenにその意思を通知することで契約を継続することができます。

第5条（利用料の支払い）

1 契約当事者は、利用料等「ガクプロコーチング」のサービスを利用するために必要な金員を、Kaizenが指定する方法によりKaizenの指定する期日までに支払うものとしします。

2 本コーチング契約の契約当事者は、利用料の支払い対象となる期間（以下「支払い対象期間」といいます。）を、以下の各号のいずれかから選びます。

① 1か月間

② 6か月間

3 支払い対象期間にかかわらず、本コーチング契約が継続している間は、契約当事者は、当該契約に基づく利用料の支払い義務を負うものとしします。

第6条（利用契約の終了）

1 契約当事者が、サービスとしての「ガクプロコーチング」の利用終了（本コーチング契約の終了を意味し、本コーチング約款では「退会」とも表現します。）を希望する場合は、退会希望月の前月25日までに、Kaizenが指定する方法により、退会する旨をKaizenに連絡します。申し出が受理された場合、その月の末日をもって本コーチング契約は終了します。

2 契約当事者が第5条第2項に定める「1か月間」の支払い対象期間を選択しており、利用料の支払いが連続して3か月間なされなかった場合は、Kaizenは契約当事者が退会の意思を有するものとみなし、本コーチング契約は当該3か月目の末日をもって自動的に終了するものとします。

3 契約当事者は、1年間に連続して最大3か月まで休会（利用契約の一時停止）することが可能です。休会を希望する場合、休会を希望する月の前月25日までに、Kaizenが指定する方法により申請を行うものとします。休会申請が受理された場合、休会期間中はサービス提供を停止しますが、月あたり1,100円（税込）の休会手数料が発生します。なお、事前の申請がない限り、利用契約は継続中とみなされ、利用料は通常どおり発生します。

第7条（クーリングオフ）

1 「ガクプロコーチング」の利用申込者又は契約当事者は、本コーチング契約が成立した日を含め8日以内は、書面または電磁的記録（電子メール等）によって、当該申し込みを撤回し、又は本コーチング契約の全部若しくは一部を解除することができます。

2 前項の申し込みの撤回又は契約の解除は、利用申込者又は契約当事者が、申し込みを撤回する旨又は契約を解除する旨を記載した書面または電磁的記録（電子メール等）が、Kaizenに到達した時に成立します。

3 本コーチング契約が成立する前に行われる利用申し込みの撤回（利用開始日前のキャンセルを含みます。）は、本コーチング契約が成立する前に行われる意思表示であり、本条に定めるクーリングオフとは法的性質を異にするため、本条の適用対象外とします。

第8条（クーリングオフをした後の取り扱い）

1 利用申込者が、前条による申し込みの撤回又は契約の解除を行った場合の取り扱いについては、本条第2項ないし第4項のとおりとします。

2 利用申込者は、Kaizenから手数料違約金・損害賠償等の名目の如何を問わず、何等の請求を受けることはありません。

3 利用申込者に金員の支払義務は生じません。

4 利用申込者がすでに利用料等の名目で金員をKaienに対して支払っている場合は、Kaienは、前条による申込みの撤回又は契約の解除後、速やかにその支払った金額を返還します。

第9条（利用契約終了時の取り扱い）

1 利用開始日以降に、本コーチング契約の契約当事者からKaienに対して、第6条に基づき本コーチング契約の終了を希望する旨の意思表示があったときは、退会期日（契約当事者が利用契約を終了することを希望する月の最終日をいいます。以下同じです。）をもって本コーチング契約は終了したものと、本条の規定を適用します。ただし、第7条の規定に基づく申込みの撤回又は利用契約の解除が成立した場合を除きます。

2 第6条の規定により、本コーチング契約の契約当事者からサービスの利用を終了したい旨の意思表示があり、これに基づき本コーチング契約が終了するときは、Kaienは、契約当事者に対して、退会期日までの利用料を請求します。

3 本コーチング契約の契約当事者から退会を希望する旨の意思表示がKaienに対して行われた場合にあつて、当該契約当事者が、第5条第2項で規定する支払い対象期間として「6か月」を選択し、すでに当該支払い対象期間にかかる利用料の支払いを済ませている場合にあつて、退会期日が当該支払い対象期間より早く到来するとしても、Kaienは、すでに受領した当該支払い対象期間分の利用料を返還しません。

第10条（損害賠償）

1 Kaienは、サービスの提供によってサービス利用者に事故などが生じた場合には、速やかに必要な措置を講じます。

2 Kaienは、サービスを提供するにあたって、サービス提供事業者としての責に帰すべき事由によりサービス利用者または契約当事者に損害を与えた場合には、速やかにこれを賠償します。

3 サービス利用者または契約当事者は、故意または過失によりKaienに損害を与えた場合、または無断で備品の形状を変更したときは、その損害を弁償し、または原状に復する責務を負うものとします。なお、本条の規定により損害賠償の請求を行う場合、Kaienは、利用者本人の心身の状況を考慮して請求額を減免できるものとします。

第11条（不可抗力免責）

天災事変、交通事情、官公庁からの指導その他Kaienの責めに帰さない事由により

サービスを提供できない場合、Kaizenは、これによりサービス利用者または契約当事者に生じた損害について賠償の責めを負いません。

第12条（紛争の解決）

1 本コーチング約款に定める事項について疑義が生じた場合、その他本コーチング約款に関して争いが生じた場合は、両者協議の上、解決するものとします。

2 本コーチング約款、本コーチング契約の成立その他サービスの履行等の解釈については日本法を適用します。

第13条（約款の改定等の手続き）

1 Kaizenは、法令の改正、社会情勢または経済情勢の変化、本サービスの内容の変更・拡充、運営体制の見直しその他これらに準ずる合理的な理由があり、かつ当該変更が契約当事者の一般の利益に適合し、または本コーチング契約の目的に反せず合理的であると認められる場合に、本コーチング約款を改定することがあります。

2 Kaizenは、本コーチング約款を改定する場合、変更後の約款の内容、変更箇所、変更理由および効力発生日を明示し、効力発生日の30日前までに、公式ウェブサイトへの掲載および契約当事者への電子メールその他Kaizenが適当と認める方法により通知するものとします。

3 効力発生日以降に契約当事者が本サービスの利用を継続した場合、改定後の約款に同意したものとみなします。

第14条（合意管轄）

本コーチング契約に関連してKaizenと契約当事者間に生じた一切の訴訟については、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

※別表 「ガクプロ料金表」

本約款制定日：2025年3月26日 効力発効日：2025年 4月1日

第1回改定日：2025年8月25日 効力発効日：2025年10月1日

第2回改定日：2026年2月 1日 効力発効日：2026年 4月1日